## 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 2025年10月17日

【計算期間】 第27特定期間(自 2025年1月21日 至 2025年7月22日)

【ファンド名】 しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

(愛称:アジアの恵み)

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 田中 賢治

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 米山 亮

【連絡場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】 03 - 5524 - 8161

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

## 第一部【ファンド情報】

#### 第1【ファンドの状況】

- 1【ファンドの性格】
- (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

アジア (日本を除く。)の債券に投資することにより、投資信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

#### ファンドの基本的性格

当ファンドは、以下の「商品分類」および「属性区分」に該当します。

## 1)商品分類表

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式 債 券
	海外	不動産投信 その他資産
追加型投信	内 外	( 資産複合

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### 2)属性区分表

			1	
投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株 大中券 会員 では できる できる できます できます できます かい	年1回 年2回 年4回 年6回 (年12回 (毎月) 日 その他)	グロー本 かい では のは では では では では では では では では では で	ファミリーファンド ファンド・オブ・ファンズ	あり ( なし

- (注2)属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しています。

#### <商品分類の定義>

「追加型投信」…一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の信託財産とと もに運用されるファンド

「海 外」…目論見書又は投資信託約款(以下、「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの

「債 券」…目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の 記載があるもの

#### <属性区分の定義>

「その他資産(投資信託証券(債券))」…目論見書等において、投資信託証券(マザーファンド) を通じて主として債券に投資する旨の記載があるもの

「年12回(毎月)」…目論見書等において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるもの

「アジア」…目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジアの資産を源泉とする 旨の記載があるもの

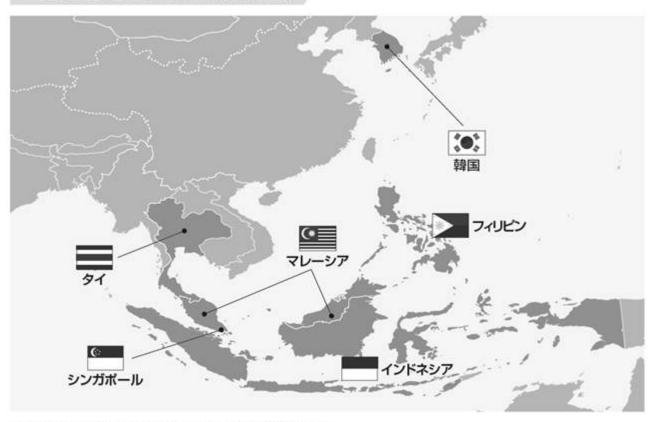
「ファミリーファンド」…目論見書等において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。)を投資対象として投資する旨の記載があるもの

「為替ヘッジなし」…目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替 のヘッジを行う旨の記載がないもの

当ファンドが属さない商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会ホームページ (https://www.toushin.or.jp) をご参照ください。

# 特色1 アジアの国債を中心に投資します。

## 投資対象国・地域 (2025年7月末現在)



※上記の投資対象国・地域は将来変更となる場合があります。

# 特色2 利子収入と通貨上昇による信託財産の成長を期待できます。

先進国に比べて 相対的に高い金利水準 アジア経済の高成長を 背景とした通貨上昇期待

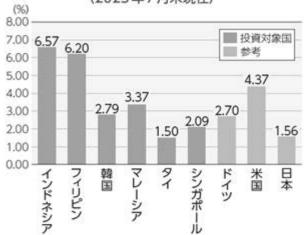
+

為替差益期待

主な収益の源泉

## (参考) アジアの金利および為替の状況

## 投資対象国の10年国債利回りの比較 (2025年7月末現在)



出所: Bloombergのデータをもとにしんきんアセット マネジメント投信(株)作成

※上記の国・地域の債券を組み入れることをお約束する ものではありません。また、推奨するものでもありま せん。

## 主要なアジア通貨の為替推移 (2010年8月末~2025年7月末)



出所: Bloombergのデータをもとにしんきんアセット マネジメント投信(株)作成

- ※上記為替推移は、2010年8月末日を100として対円 レートを指数化したものです。
- ※実際の投資国・地域とは異なります。

## ■ 運用方針

- ◆新興国を含むアジア地域(日本を除く。)の外貨建ソブリン債券\*¹および準ソブリン債券\*²への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- ◆FTSEアジア国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)<sup>※3</sup>を参考として、投資環境、 金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- ◆ 自国通貨建債券のほか、米ドルなどの外国通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。(米ドルなどの外国通貨建債券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等<sup>※4</sup>を行います。)
- ◆実質的に、アジア投資対象国の通貨に投資しますので、アジアの各通貨の為替相場の影響を受けます。アジア通貨高の場合は、値上がり益を享受することが期待できます。
- ◆外貨建資産については、原則として対円での為替へッジを行いません。
- ※1 ソプリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する 債券も含まれます。
- ※2準ソプリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。
- ※3 [FTSEアジア国債インデックス]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。同社は、当ファンドの運用成績などに関する一切の責任を負いません。
- ※4一部の通貨について、外国為替予約取引と類似する直物為替先渡取引を利用する場合があります。直物為替先渡取引とは、資本規制を実施している通貨への実質的な投資等を目的として、取引時に決定した取引価格と決済期日における実勢直物価格の差額を想定元本に乗じて得た額を米ドルなどで決済する取引です。直物為替先渡取引は、通常の外国為替予約取引と比べ、市場の需給や規制の影響等を大きく受けやすく、為替予約価格が理論上の価格からかい離する場合があります。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

# 特色3 毎月安定した分配金をお支払いすることを目指します。

◆毎月の決算時(20日(休業日の場合は翌営業日))に収益分配方針に従って分配を行います。

下記の図はイメージであり、将来の分配金をお約束するものではありません。 分配対象収益が少額の場合は、分配を行わないこともあります。

## 収益分配金のお支払いのイメージ



※当ファンドは自動けいぞく投資専用ファンドですので、分配金は自動的に再投資されます。(再投資の際に、購入時手数料は掛かりません。)

- ※分配金をお受け取りになる場合には、事前に販売会社所定の手続きを行っていただく必要があります。
- ※分配金のお受け取りについては販売会社にお問い合わせください。

収益分配 方針

- 分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを 目指し、委託会社が基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益 が少額の場合には分配を行わないことがあります。

# 追加的記載事項)収益分配金に関する留意事項

●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託 の純資産から支払われますので、分配金が 支払われると、その金額相当分、基準価額は 下がります。



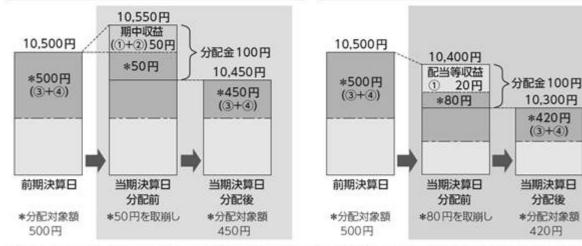
●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益) を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて 下落することになります。

また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

## 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合

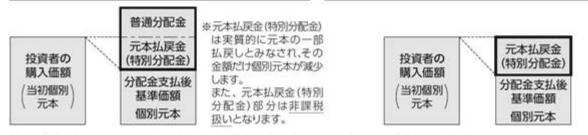
前期決算日から基準価額が下落した場合



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益および③分配準備積立金ならび に④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- ※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご留意ください。
- ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部ないしすべてが、実質的には元本の一部 払戻しに相当する場合があります。

ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



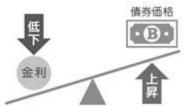
普通分配金:個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金)の額だけ減少します。

## ■ 金利変動と債券価格の関係について

## 金利変動と債券価格のイメージ

一般的に 金利が低下すると 債券の価格は 値上がりします。



一般的に 金利が上昇すると 債券の価格は 値下がりします。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

## ■ 外国為替相場の影響について

当ファンドは、資産のほぼ全額を外貨建資産に投資します。

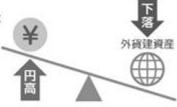
■ 外国為替相場の変動の影響を受けますので、投資先の通貨に対して円安になると為替差益が期待できますが、一方で、投資先の通貨に対して円高になると為替損失を被る可能性があります。また、当ファンドでは原則として外国為替相場の影響を回避する取引(いわゆる為替ヘッジ)は行いません。

#### 為替変動と外貨建資産価値のイメージ

円安になると 外貨建資産の価値は 円ベースで 上昇します。

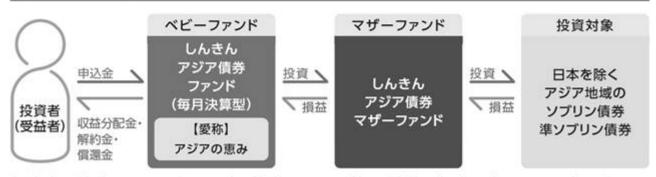


円高になると 外貨建資産の価値は 円ベースで 下落します。



※上記は一般的な場合の説明であり、様々な条件により異なる場合があります。

## ■ ファンドの仕組み



投資者の資金は、しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)(ベビーファンド)にまとめられ、しんきんアジア債券マザーファンド(マザーファンド)に投資されます。このように、 実質的な運用をマザーファンドで行う方式を「ファミリーファンド方式」といいます。

※市況動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

## ■ 主な投資制限

- 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%未満とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

EDINET提出書類 しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

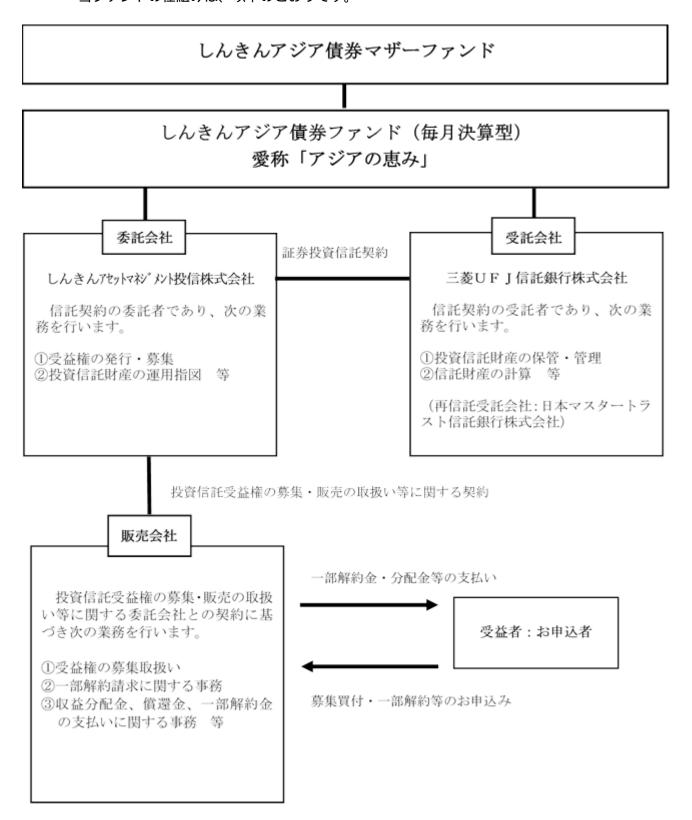
- ・1,000億円を限度額として信託金を追加できます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

## (2)【ファンドの沿革】

2012年1月13日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始

#### (3)【ファンドの仕組み】

当ファンドの仕組みは、以下のとおりです。



#### <委託会社の概況>(本書提出日現在)

名称

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

本店の所在の場所

東京都中央区京橋三丁目8番1号

資本金の額

200百万円

会社の沿革

1990年12月 全信連投資顧問株式会社として設立

1991年3月 投資顧問業の登録

1992年3月 投資一任契約に係る業務の認可

1998年11月 「しんきんアセットマネジメント投信株式会社」に商号変更

1998年12月 証券投資信託委託業の認可

2007年9月 金融商品取引業者(投資運用業、投資助言・代理業)の登録

2017年8月 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業の追加登録

#### 大株主の状況

名	称	住所	所有株式数	比率
信金中:	央金庫	東京都中央区八重洲一丁目3番7号	4,000株	100.0%

#### 2【投資方針】

#### (1)【投資方針】

#### 投資対象

親投資信託である「しんきんアジア債券マザーファンド」(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接公社債等に投資する場合があります。

#### 投資態度

- 1)投資にあたっては、主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じ、原則として以下の方針に 基づき運用を行います。
  - a.新興国を含むアジア地域(日本を除く。)の外貨建ソブリン債券および準ソブリン債券への投資 を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
  - b. FTSEアジア国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
  - c. 主にアジアの自国通貨建ソブリン債券 <sup>1</sup>、準ソブリン債券 <sup>2</sup>に投資するほか、米ドルなどの外国 通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。(米ドルなどの外国通貨建債 券に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等を行い ます。)
    - 1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。
    - 2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。
- 2) マザーファンドの受益証券の組入比率は、原則として高位を保ちます。
- 3) 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

4)市場動向あるいは資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

- 1)特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券
  - b.デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第 23条から第25条までに定めるものに限ります。)
  - c. 約束手形
  - d. 金銭債権
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

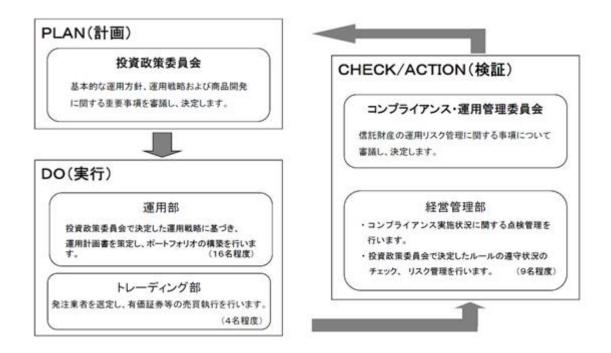
- 1)委託会社は、信託金を、主としてしんきんアセットマネジメント投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社として締結された「しんきんアジア債券マザーファンド」 (以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。
  - a. 株券または新株引受権証書
  - b. 国債証券
  - c. 地方債証券
  - d. 特別の法律により法人の発行する債券
  - e. 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引 受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
  - f. 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
  - g.特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
  - h.協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引 法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
  - i.特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法 第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
  - j. コマーシャル・ペーパー
  - k.新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
  - I. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有する もの
  - m. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
  - n.投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- o.外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- p. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- q.預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- r. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- s. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に限ります。)
- t.貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託 の受益証券に表示されるべきもの
- u.外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するものなお、aの証券または証書、lならびにqの証券または証書のうちaの証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、bからfまでの証券およびlならびにqの証券または証書のうちaからfまでの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、mおよびnの証券を以下「投資信託証券」といいます。
- 2)委託会社は、信託金を、上記1)に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により運用することの指図をすることができます。
  - a.預金
  - b. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - c. コール・ローン
  - d. 手形割引市場において売買される手形
- 3)上記1)の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を上記2)のaからdに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

#### (3)【運用体制】

当社のファンドの運用体制は、以下のとおりです。



#### 投資プロセス

信金中央金庫グループおよび内外の調査機関からの情報に基づき、投資環境等について当社独自の綿密な調査・分析を行います。

投資政策委員会においては、ファンダメンタルズ分析、市場分析を踏まえて基本的な投資方針を策定します。また、基本的な投資方針に基づき当面の運用に当たってのガイドラインを決定し、併せて個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。

ファンドの運用体制等は、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時(毎月20日、ただし、決算日が休業日の場合は翌営業日とします。)に原則として以下の 方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当等収益と売買益(評価益を含みます。) 等の全額とします。

収益分配金額は、利子・配当等収益を中心に安定した収益分配を行うことを目指し、委託会社が 基準価額等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことが あります。

留保益は、投資信託約款の「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

#### (5)【投資制限】

「しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)」の投資信託約款(以下「約款」といいます。)および法令では、ファンドの運用に関して以下のとおり一定の制限および限度を定めています。

株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の 純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

外貨建有価証券への投資については、我が国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

#### 信用取引の指図範囲

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けること の指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引き渡しまたは買い 戻しにより行うことの指図をできるものとします。
- 2) 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
  - a.投資信託財産に属する株券および新株引受権を表示する証券もしくは証書により取得する株券
  - b. 株式分割により取得する株券
  - c. 有償増資により取得する株券
  - d. 売出しにより取得する株券
  - e. 投資信託財産に属する転換社債の転換請求により取得可能な株券
  - f.投資信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権行使により取得可能な株券

#### 先物取引等の運用指図

- 1)委託会社は、我が国の金融商品取引所における有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号口に掲げるものをいいます。以下同じ。)および有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取り扱うものとします。(以下同じ。)
- 2)委託会社は、我が国の金融商品取引所における通貨に係る先物取引ならびに外国の取引所における通貨に係る先物取引およびオプション取引を行うことの指図をすることができます。
- 3)委託会社は、我が国の金融商品取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

#### スワップ取引の運用指図

1)委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、異なった通貨、異なった受取り金利または異なった受取

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

り金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を 行うことの指図をすることができます。

- 2) スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として約款に定める信託期間を 超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについては この限りではありません。
- 3) スワップ取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額と親 投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみ なした額との合計額(以下本項において「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。) が、投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事 由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が投資信託財産の純資 産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当するスワップ 取引の一部の解約の指図を行うものとします。
- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係るスワップ取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- 5) スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行うものとします。
- 6)委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の運用指図

- 1)委託会社は、投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、および価格変動リスクならびに為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うことの指図をすることができます。
- 2)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として約款に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- 3)金利先渡取引の指図にあたっては、当該投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額と親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額と親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額との合計額(以下本項において「保有金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、投資信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額が保有金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約の指図を行うものとします。
- 4) 前項において親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る金利先渡取引の想定元本の総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額のうち投資信託財産に属するとみなした額とは、親投資信託の投資信託財産に係る保有金利商品の時価総額に親投資信託の投資信託財産の純資産総額に占める投資信託財産に属する親投資信託の受益証券の時価総額を割合を乗じて得た額をいいます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 5)金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額または価格情報会社の提供する価額で評価するものとします。
- 6)委託会社は、金利先渡取引、為替先渡取引および直物為替先渡取引を行うにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行うものとします。

「金利先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日(以下「決済日」といいます。)における決済日から一定の期間を経過した日(以下「満期日」といいます。)までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率(以下「指標利率」といいます。)の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間に係る為替スワップ取引(同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。)のスワップ幅(当該直物外国為替取引に係る外国為替相場と当該先物外国為替取引に係る外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。)を取り決め、その取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取り決めに係るスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた金額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金に係る決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

「直物為替先渡取引」とは、当事者間において、あらかじめ元本として定めた金額について 決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対 売買したときの差金の授受を約する取引その他これに類似する取引をいいます。

#### 信用リスク集中回避のための投資制限

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い、当該比率以内になるよう調整を行うこととします。

#### デリバティブ取引等に係る投資制限

デリバティブ取引等(金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号に定めるデリバティブ取引をいいます。)について、一般社団法人投資信託協会規則の定めるところに従い、合理的な方法により算出した額が投資信託財産の純資産総額を超えないものとします。

#### 有価証券の貸付けの指図および範囲

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する株式および公社債を、次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
  - a.株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、投資信託財産で保有する株式 の時価合計額の50%を超えないものとします。
  - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保 有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- 2) 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約の指図を行うものとします。
- 3) 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

#### 有価証券の借入れ

- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用に資するため、有価証券の借入れの指図をすることができます。なお、当該有価証券の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認められるときには、担保の提供の指図を行うものとします。
- 2)前項の指図は、当該借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額の範囲内とします。
- 3)投資信託財産の一部解約等の事由により、前項の借入れに係る有価証券の時価総額が投資信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた有価証券の一部を返還するための指図を行うものとします。
- 4)1)の借入れに係る品借料は投資信託財産中から支弁します。 資金の借入れ
- 1)委託会社は、投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、投資信託財産において一部解約代金の支払資金に不足額が生じるときは、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図を行うことができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- 2) 前項の資金借入額は、一部解約金の支払資金の手当てのために行った有価証券等の売却等による 受取りの確定している資金の額の範囲内および、一部解約金支払日の前営業日において確定した 当該支払日における当該支払資金の不足額の範囲内の額とします。
- 3)借入指図を行う日における、投資信託財産の純資産総額の10%以内。
- 4)1)の借入期間は、有価証券等の売却等の代金の入金日までに限るものとします。
- 5)借入金の利息は投資信託財産中より支弁します。

#### 法令に基づく投資制限

1) 同一法人の発行する株式への投資制限

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、その運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき、投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第879条第3項の規定により議決権を有するものとされる株式についての議決権を含みます。)が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図することが禁じられています。

2) デリバティブ取引に係る投資制限

委託会社は、投資信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当該投資信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引および選択権付債券売買を含みます。)を行い、または継続することを受託会社に指図しないものとします。

<参考> しんきんアジア債券マザーファンドの概要

#### (1)投資方針

投資対象

アジア各国のソブリン債券および準ソブリン債券を主要投資対象とします。

投資態度

- 1)新興国を含むアジア地域(日本を除く。)の外貨建ソブリン債券および準ソブリン債券への投資を通じ、アジア各国の債券に分散投資を行います。
- 2) FTSEアジア国債インデックス(ヘッジなし・円ベース)を参考として、投資環境、金利水準ならびに流動性等を勘案して、ポートフォリオの構築を図ります。
- 3)主にアジアの自国通貨建ソブリン債券 <sup>1</sup>、準ソブリン債券 <sup>2</sup>に投資するほか、米ドルなどの外国 通貨建ソブリン債券・準ソブリン債券に投資する場合もあります。(米ドルなどの外国通貨建債券 に投資した場合は、原則として、実質的に自国通貨建となるように外国為替予約取引等を行いま す。)
  - 1 ソブリン債券とは、一般的に各国政府、地方自治体、政府機関が発行する債券の総称です。また、国際機関が発行する債券も含まれます。
  - 2 準ソブリン債券とは、一般的に政府の出資比率が50%を超えている企業が発行する債券をいいます。
- 4) 外貨建資産の組入比率については、原則として高位を保ちます。
- 5)外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- 6) 市況動向あるいは資金動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)投資対象

投資の対象とする資産

- 1)特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - a. 有価証券
  - b. デリバティブ取引に係る権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第19条から第21条までに定めるものに限ります。)
  - c. 約束手形
  - d. 金銭債権
- 2) 次に掲げる特定資産以外の資産
  - a. 為替手形

投資の対象とする有価証券の範囲等

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

委託会社は、信託金を、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1) 株券または新株引受権証書
- 2)国債証券
- 3)地方債証券
- 4)特別の法律により法人の発行する債券
- 5) 社債券(新株引受権証券と社債券が一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 6) 資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定める ものをいいます。)
- 7)特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
- 8)協同組織金融機関に係る優先出資証券または優先出資引受権を表示する証書(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)
- 9)特定目的会社に係る優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
- 10) コマーシャル・ペーパー
- 11)新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券
- 12) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
- 13)投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
- 14)投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 15)外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
- 16)オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
- 17)預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
- 18) 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 19)指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
- 20)貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の 受益証券に表示されるべきもの
- 21)外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、1)の証券または証書、12)ならびに17)の証券または証書のうち1)の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2)から6)までの証券および12)ならびに17)の証券または証書のうち2)から6)までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13)および14)の証券を以下「投資信託証券」といいます。

委託会社は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。以下同じ。)により 運用することの指図をすることができます。

1)預金

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 2) 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3) コール・ローン
- 4) 手形割引市場において売買される手形

#### (3)投資制限

株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。

同一銘柄の株式への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。

同一銘柄の転換社債ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、投資信託財産の純資産 総額の10%以下とします。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

#### (4)その他

「しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)」が、「しんきんアジア債券マザーファンド」(親投資信託)の受益証券の一部解約を行う場合、親投資信託の基準価額から、当該基準価額に0.3%の率を乗じて得た額が信託財産留保額として控除されます。

#### 3【投資リスク】

「しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)」(愛称:アジアの恵み)は、値動きのある有価証券に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、預貯金とは異なり、投資元本は保証されているものではありません。ファンドの運用による利益および損失は、すべて投資者に帰属します。

#### (1)基準価額の変動要因

金利リスク

金利リスクとは、金利変動により公社債等の価格が下落するリスクをいいます。一般的に金利低下 局面では組み入れた公社債等の価格は値上がりし、金利上昇局面では値下がりします。また、償還ま での期間が長い公社債等は、概して、短いものより金利変動に対応して大きく変動します。組入有価 証券の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、基準価額が下落する要因となります。

#### 信用リスク

有価証券等の発行体が経営不安、倒産等に陥った場合、またその可能性が高まった場合には当該発行体が発行する有価証券および短期金融商品の価格は下落し、場合によっては投資資金が回収できなくなることもあります。組入有価証券等の価格が下落した場合等には、基準価額が下落する要因となります。

#### 流動性リスク

流動性リスクとは、有価証券を売買する際に、需給動向により希望する時期・価格で売買することができなくなるリスクをいいます。当ファンドが投資する有価証券の流動性が損なわれた場合には、 基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

海外の有価証券に投資する場合、投資する国の政治・経済情勢、外国為替規制、資本規制、制度変更等による影響を受けることがあり、基準価額が下落する要因となります。特に、新興国に投資する場合、先進国に比べ厳格ではない開示・会計基準または規制慣習等のため、発行体や市場に関する投資判断に際して正確な情報を十分に確保できないことがあります。また、先進国の市場に比べ流動性が低く、市況動向や取引量等の状況によっては、組入有価証券を市場実勢から期待される価格で売却できない場合があります。

上記の変動要因は主なもののみであり、上記に限定されるものではありません。

#### (2)その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(クーリング・オフ)の適用はありません。

当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

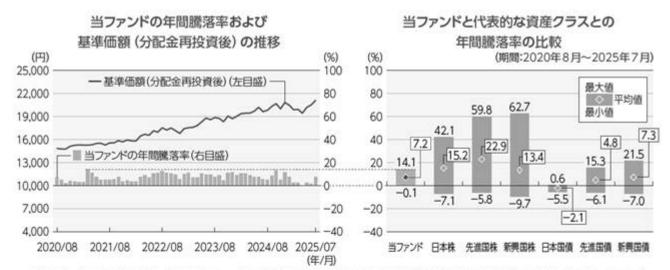
#### (3) リスクの管理体制

運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視します。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としています。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。コンプライアンス・運用管理委員会は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

リスクの管理体制等は、今後変更となる場合があります。

#### 参考情報



- ※上記の左グラフは、各月末における当ファンドの直近1年間の騰落率および基準価額(分配金再投資後)の推移を表示したものです。
  ※基準価額(分配金再投資後)は、分配金(税引前)を分配時に再投資したものと仮定して計算しています。しんきんアセットマネジメント投信(株)が公表している基準価額とは異なる場合があります。
- ※上記の右グラフは、当ファンドおよび代表的な資産クラスについて、2020年8月から2025年7月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を表示したものです。当該グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものであり、すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

上記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

資産クラス	指数名	<b>2</b> 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	権利の帰属先	
日本株	中証株価指数 (TOPIX) 日本の株式市場を広範に網羅するとともに、 投資対象としての機能性を有するマーケット・ ベンチマークで、配当を考慮したものです。		株式会社 JPX 総研 又は株式会社 JPX 総研の関連会社	
先進国株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進 国の株式を対象として算出した指数で、配当 を考慮したものです。	MSCI Inc.	
新興国株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式 を対象として算出した指数で、配当を考慮した ものです。	MSCI Inc.	
日本国債	NOMURA-BPI国債	野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサル ティング株式会社が発表している日本の国債 市場の動向を的確に表すために開発された 投資収益指数です。	野村フィデューシャ リー・リサーチ& コンサルティング 株式会社	
先進国債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE Fixed Income LLCにより運営され、 日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を 各市場の時価総額で加重平均した指数です。	FTSE Fixed Income LLC	
新興国債	JP モルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス - エマージング・マーケッツ・ グローバル・ディバーシファイド (円ベース)	J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表 している、新興国が発行する現地通貨建国債 を対象にした指数です。	J.P. Morgan Securities LLC	

- (注) 海外の指数は、為替ヘッジを行わない投資を想定して、円ベースとしています。
- ※権利の帰属先は、当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利を有します。
- ※騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しておりますが、同社はその内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害および一切の問題について、何らの責任も負いません。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料は、購入金額に応じて、購入価額に2.75%(税抜2.5%)を上限に、販売会社が個別に 定める手数料率を乗じて得た額とします。

( 購入金額とは「買付申込日の翌営業日の基準価額×申込口数」をいいます。)

収益分配金の再投資に際しては、申込手数料は掛かりません。申込手数料は、販売会社にご確認ください。また委託会社においてもご照会いただけます。

申込手数料には、消費税および地方消費税(以下「消費税等相当額」といいます。)が課されます。

申込手数料は、販売会社によるファンドの募集・販売に関する取扱事務および情報提供の対価です。

販売会社が定める申込手数料については、販売会社または下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)手数料はありませんが、換金申込受付日の翌営業日の基準価額に対し0.3%を乗じて 得た額を換金時に信託財産留保額としてご負担いただきます。

「信託財産留保額」とは、運用の安定性を確保するために、換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保される額です。

#### (3)【信託報酬等】

純資産総額に対して、年率 1.375% (税抜 1.25%)

1万口あたりの信託報酬:保有期間中の平均基準価額×信託報酬率×(保有日数/365)

- ※上記の計算方法は簡便法であるため、算出された値は概算値になります。
- ※運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間末、または信託終了のときに 投資信託財産から支払われます。

# 運用管理費用 (信託報酬)

支払先		配分(税抜)および役務の内容
委託会社	純資産総額に対して、 年率 0.45%	ファンドの運用、受託会社への運用指図、法定書類の 作成等の対価
販売会社	純資産総額に対して、 年率 0.75%	交付運用報告書等各種書類の送付、顧客口座の管理 および購入後の情報提供等の対価
受託会社	純資産総額に対して、 年率 0.05%	運用財産の保管および管理、委託会社からの運用指図 の実行等の対価

(注)「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

委託会社が受け取る信託報酬には、ファンド監査の費用が含まれます。

#### (4)【その他の手数料等】

投資信託財産において、一部解約に伴う支払資金の手当て等を目的とし、資金の借入れの指図を 行った場合、当該借入金の利息は投資信託財産から支払われます。

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用および受託会社の立て替えた立替金の 利息は、受益者の負担とし投資信託財産から支払われます。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に係る消費税等相 当額および外貨建資産の保管等に要する費用は、投資信託財産から支払われます。

「その他の手数料等」は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率・上限額等を表示することができません。

当ファンドの手数料等の合計額については、投資者がファンドを保有される期間に応じて異なりますので、表示することができません。

#### (5)【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取り扱われます。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。

個別元本について

- 1) 受益者ごとの信託時の受益権の価額等(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等に相当する金額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。
- 2) 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本が算出されます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は、当該支店等ごとに個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金について

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。受益者が「元本払戻金(特別分配金)」を受取った場合、収益分配金発生時に、その個別元本から当該「元本払戻金(特別分配金)」を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個別元本および収益分配金の区分については、後記 < 個別元本および収益分配金の区分の具体例 > をご参照ください。

## 1)個人の受益者に対する課税

収益分配金に対する課税	収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用はありません。)を選択することもできます。
換金時および償還時	一部解約時および償還時の差益(解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料(税込)を含む)を控除した利益)については、譲渡所得とみなされ、20.315%(所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%)の税率により、申告分離課税が適用されます。
損益通算について	一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。 特定公社債等(公募公社債投資信託を含みます。)の譲渡益および利子等も通算が可能となります。

## 2)法人の受益者に対する課税

収益分配時ならびに 15 換金時および償還時の れ 差益に対する課税 リ	法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、5.315%(所得税15%および復興特別所得税0.315%)の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。 益金不算入制度の適用はありません。
--	---

外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合が あります。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

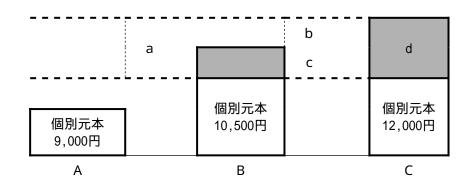
有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

## <個別元本および収益分配金の区分の具体例>

分配金支払い前の基準価額が1万口当り12,000円、2,000円の収益分配を行い分配金落ち後の基準価額が10,000円となったケース。

分配金落ち前 基準価額 12,000円

分配金落ち後 基準価額 10,000円



#### A) 収益分配金受取前の個別元本が9,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が分配金受取前の個別元本を上回っているため、aの部分(2,000円)は普通分配金となり、収益分配金落ち後の個別元本は9,000円のまま変わりません。

B) 収益分配金受取前の個別元本が10.500円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っている c の部分(500円)は「元本払戻金(特別分配金)」となり、収益分配金(2,000円)から c 「元本払戻金(特別分配金)」(500円)を差引いた残りの b の部分(1,500円)は普通分配金となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(10,500円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(500円) = 10,000円となります。

C) 収益分配金受取前の個別元本が12,000円の場合

分配金落ち後の基準価額が当初の個別元本を下回っているため、 d の部分(2,000円)は「元本払戻金 (特別分配金)」となります。

収益分配金受取後の個別元本は

収益分配金受取前個別元本(12,000円) - 「元本払戻金(特別分配金)」(2,000円) = 10,000円となります。

取得申込者によって、取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

#### (参考情報)ファンドの総経費率

総経費率 (①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率	
1.52%	1.38%	0.14%	

<sup>※</sup>対象期間は2025年1月21日から2025年7月22日です。

<sup>※</sup>対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に対象期間の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

<sup>※</sup>これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

<sup>※</sup>詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

## 5【運用状況】

以下は2025年7月31日現在の運用状況です。

投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価または評価金額の比率です。 投資比率の内訳と合計は、端数処理の関係で一致しない場合があります。

## 【しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)】

#### (1)【投資状況】

資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	日本	1,390,644,953	98.31
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		23,882,751	1.69
合計(純資産総額)		1,414,527,704	100.00

#### (2)【投資資産】

#### 【投資有価証券の主要銘柄】

#### イ.評価額上位銘柄明細

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	日本	親投資信 託受益証 券	しんきんアジア債券マザーファ ンド	543,029,776	2.5371	1,377,720,845	2.5609	1,390,644,953	98.31

#### 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	98.31
合計	98.31

## 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

#### 【純資産の推移】

期別		純資産総額(円)		1万口当たり純資産額(円)	
		(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第8特定期間末	(2016年 1月20日)	1,777,703,441	1,791,238,649	10,507	10,587
第9特定期間末	(2016年 7月20日)	1,881,364,246	1,896,077,745	10,229	10,309
第10特定期間末	(2017年 1月20日)	1,869,133,625	1,884,508,824	9,725	9,805

				1月111111111111111111111111111111111111	告書(内国投資信託
第11特定期間末	(2017年 7月20日)	2,040,563,540	2,057,800,332	9,471	9,551
第12特定期間末	(2018年 1月22日)	2,599,884,918	2,621,941,246	9,430	9,510
第13特定期間末	(2018年 7月20日)	2,596,707,024	2,621,911,456	8,242	8,322
第14特定期間末	(2019年 1月21日)	2,624,339,818	2,644,553,506	7,790	7,850
第15特定期間末	(2019年 7月22日)	2,738,559,919	2,759,466,905	7,859	7,919
第16特定期間末	(2020年 1月20日)	2,898,965,108	2,913,377,429	8,046	8,086
第17特定期間末	(2020年 7月20日)	2,695,049,991	2,709,117,318	7,663	7,703
第18特定期間末	(2021年 1月20日)	2,646,276,421	2,660,147,052	7,631	7,671
第19特定期間末	(2021年 7月20日)	2,508,795,028	2,522,321,719	7,419	7,459
第20特定期間末	(2022年 1月20日)	2,391,615,456	2,399,580,925	7,506	7,531
第21特定期間末	(2022年 7月20日)	2,525,139,937	2,532,941,310	8,092	8,117
第22特定期間末	(2023年 1月20日)	2,458,001,193	2,465,816,190	7,863	7,888
第23特定期間末	(2023年 7月20日)	2,595,315,288	2,603,064,813	8,372	8,397
第24特定期間末	(2024年 1月22日)	2,467,150,271	2,474,424,964	8,479	8,504
第25特定期間末	(2024年 7月22日)	2,485,814,028	2,492,894,834	8,777	8,802
第26特定期間末	(2025年 1月20日)	1,433,791,450	1,437,917,710	8,687	8,712
第27特定期間末	(2025年 7月22日)	1,404,066,742	1,408,054,396	8,803	8,828
	2024年 7月末日	2,421,749,791		8,550	
	8月末日	2,433,078,702		8,600	
	9月末日	2,491,995,832		8,796	
	10月末日	2,010,484,164		8,927	
	11月末日	1,440,805,750		8,608	
	12月末日	1,480,130,888		8,939	
	2025年 1月末日	1,445,017,118		8,763	
	2月末日	1,385,187,647		8,487	
	3月末日	1,385,467,066		8,486	
	4月末日	1,348,231,662		8,246	
	5月末日	1,396,442,325		8,543	
	6月末日	1,406,716,717		8,649	
	7月末日	1,414,527,704		8,880	

(注)分配付の金額は、特定期間末の金額に当該特定期間末の分配金を加算した金額です。

## 【分配の推移】

期	計算期間	1万口当たりの分配金(円)
第8特定期間	2015年 7月22日~2016年 1月20日	480
第9特定期間	2016年 1月21日~2016年 7月20日	480
第10特定期間	2016年 7月21日~2017年 1月20日	480
第11特定期間	2017年 1月21日~2017年 7月20日	480
第12特定期間	2017年 7月21日~2018年 1月22日	480
第13特定期間	2018年 1月23日~2018年 7月20日	480
第14特定期間	2018年 7月21日~2019年 1月21日	460
第15特定期間	2019年 1月22日~2019年 7月22日	360

第16特定期間	2019年 7月23日~2020年 1月20日	300
第17特定期間	2020年 1月21日~2020年 7月20日	240
第18特定期間	2020年 7月21日~2021年 1月20日	240
第19特定期間	2021年 1月21日~2021年 7月20日	240
第20特定期間	2021年 7月21日~2022年 1月20日	150
第21特定期間	2022年 1月21日~2022年 7月20日	150
第22特定期間	2022年 7月21日~2023年 1月20日	150
第23特定期間	2023年 1月21日~2023年 7月20日	150
第24特定期間	2023年 7月21日~2024年 1月22日	150
第25特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	150
第26特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	150
第27特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	150

## 【収益率の推移】

期	計算期間	収益率(%)
第8特定期間	2015年 7月22日~2016年 1月20日	10.68
第9特定期間	2016年 1月21日~2016年 7月20日	1.92
第10特定期間	2016年 7月21日~2017年 1月20日	0.23
第11特定期間	2017年 1月21日~2017年 7月20日	2.32
第12特定期間	2017年 7月21日~2018年 1月22日	4.64
第13特定期間	2018年 1月23日~2018年 7月20日	7.51
第14特定期間	2018年 7月21日~2019年 1月21日	0.10
第15特定期間	2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日	5.51
第16特定期間	2019年 7月23日~2020年 1月20日	6.20
第17特定期間	2020年 1月21日~2020年 7月20日	1.78
第18特定期間	2020年 7月21日~2021年 1月20日	2.71
第19特定期間	2021年 1月21日~2021年 7月20日	0.37
第20特定期間	2021年 7月21日~2022年 1月20日	3.19
第21特定期間	2022年 1月21日~2022年 7月20日	9.81
第22特定期間	2022年 7月21日~2023年 1月20日	0.98
第23特定期間	2023年 1月21日~2023年 7月20日	8.38
第24特定期間	2023年 7月21日~2024年 1月22日	3.07
第25特定期間	2024年 1月23日~2024年 7月22日	5.28
第26特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	0.68
第27特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	3.06

<sup>(</sup>注)各特定期間の収益率は、特定期間末の基準価額(分配落ち)に当該特定期間の分配金を加算し、当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額(分配落ち。以下「前期末基準価額」といいます。)を控除した額を前期末基準価額で除して得た数に100を乗じた数です。

## (4)【設定及び解約の実績】

期	計算期間	設定口数(口)	解約口数(口)
第8特定期間	2015年 7月22日~2016年 1月20日	208,261,463	105,620,043
第9特定期間	2016年 1月21日~2016年 7月20日	213,309,978	66,023,513
第10特定期間	2016年 7月21日~2017年 1月20日	173,376,102	90,663,572
第11特定期間	2017年 1月21日~2017年 7月20日	331,030,957	98,331,902
第12特定期間	2017年 7月21日~2018年 1月22日	739,397,715	136,955,714
第13特定期間	2018年 1月23日~2018年 7月20日	520,669,019	127,156,059
第14特定期間	2018年 7月21日~2019年 1月21日	441,158,752	222,764,623
第15特定期間	2019年 1月22日 ~ 2019年 7月22日	331,037,306	215,487,619
第16特定期間	2019年 7月23日~2020年 1月20日	496,132,660	377,550,025
第17特定期間	2020年 1月21日~2020年 7月20日	260,638,239	346,886,943
第18特定期間	2020年 7月21日~2021年 1月20日	250,278,525	299,452,480
第19特定期間	2021年 1月21日~2021年 7月20日	311,955,629	397,940,649
第20特定期間	2021年 7月21日~2022年 1月20日	194,652,639	390,137,682
第21特定期間	2022年 1月21日~2022年 7月20日	125,429,413	191,067,866
第22特定期間	2022年 7月21日~2023年 1月20日	206,324,617	200,874,761
第23特定期間	2023年 1月21日~2023年 7月20日	143,301,425	169,490,495
第24特定期間	2023年 7月21日~2024年 1月22日	155,764,678	345,697,392
第25特定期間	2024年 1月23日 ~ 2024年 7月22日	94,865,215	172,419,942
第26特定期間	2024年 7月23日~2025年 1月20日	51,825,053	1,233,643,444
第27特定期間	2025年 1月21日~2025年 7月22日	40,976,435	96,419,045

## (参考)

## しんきんアジア債券マザーファンド

## 投資状況

	1	1	
資産の種類	国 / 地域	時価合計(円)	投資比率(%)
国債証券	シンガポール	179,032,580	12.87
	マレーシア	331,991,908	23.87
	タイ	196,899,720	14.16
	フィリピン	236,212,527	16.99
	インドネシア	413,328,292	29.72
	小計	1,357,465,027	97.61
現金・預金・その他の資産(負債控除後)		33,169,626	2.39
合計(純資産総額)		1,390,634,653	100.00

## 投資資産

## 投資有価証券の主要銘柄

## イ.評価額上位銘柄明細

順位	国/地域	種類	銘柄名	数量	簿価 単価 (円)	簿価 金額 (円)	評価 単価 (円)	評価 金額 (円)	利率 (%)	償還期限	投資 比率 (%)
1	マレー シア	国債証券	MGS 3.582 07/15/32	4,500,000	3,555.11	159,980,238	3,560.41	160,218,762	3.582	2032/7/15	11.52
2	フィリ ピン	国債証券	RPGB 7.500 10/20/32	51,000,000	278.58	142,077,485	279.78	142,687,844	7.5	2032/10/20	10.26
3	インド ネシア	国債証券	INDOGB 7.500 06/15/35	14,500,000,000	0.98	142,215,072	0.97	142,069,332	7.5	2035/6/15	10.22
4	タイ	国債証券	THAIGB 2.000 12/17/31	28,000,000	471.97	132,153,140	472.48	132,294,827	2	2031/12/17	9.51
5	インド ネシア	国債証券	INDOGB 6.625 02/15/34	12,000,000,000	0.92	111,028,264	0.92	110,891,699	6.625	2034/2/15	7.97
6	インド ネシア	国債証券	INDOGB 6.375 04/15/32	12,000,000,000	0.91	110,274,144	0.91	110,013,600	6.375	2032/4/15	7.91
7	マレー シア	国債証券	MGS 4.254 05/31/35	2,650,000	3,683.28	97,606,991	3,750.20	99,380,562	4.254	2035/5/31	7.15
8	シンガ ポール	国債証券	SIGB 2.250 08/01/36	840,000	11,664.61	97,982,791	11,663.89	97,976,678	2.25	2036/8/1	7.05
9	シンガ ポール	国債証券	SIGB 2.875 09/01/30	670,000	12,109.75	81,135,346	12,097.89	81,055,902	2.875	2030/9/1	5.83
10	マレー シア	国債証券	MGS 3.828 07/05/34	2,000,000	3,594.28	71,885,663	3,619.62	72,392,584	3.828	2034/7/5	5.21
11	フィリ ピン	国債証券	RPGB 8.000 09/30/35	19,000,000	291.00	55,290,616	293.61	55,787,206	8	2035/9/30	4.01
12	インド ネシア	国債証券	INDOGB 6.750 07/15/35	5,400,000,000	0.93	50,432,155	0.93	50,353,661	6.75	2035/7/15	3.62
13	フィリ ピン	国債証券	RPGB 6.750 09/15/32	14,000,000	268.43	37,581,226	269.55	37,737,477	6.75	2032/9/15	2.71
14	タイ	国債証券	THAIGB 3.350 06/17/33	7,000,000	518.43	36,290,742	519.02	36,331,526	3.35	2033/6/17	2.61
15	タイ	国債証券	THAIGB 2.800 06/17/34	5,600,000	503.82	28,214,476	504.88	28,273,367	2.8	2034/6/17	2.03

## 口.種類別投資比率

種類	投資比率(%)
国債証券	97.61
合計	97.61

## 投資不動産物件

該当事項はありません。

## その他投資資産の主要なもの

EDINET提出書類 しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

該当事項はありません。

8,190円

#### (参考情報)運用実績

## データは2025年7月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。
※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合等があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額·純資産総	8額
基準価額	8,880円
純資産総額	1,415百万円
分配の推移(税引	前)
決算期	分配金
2025年 7月	25円
2025年 6月	25円
2025年 5月	25円
2025年 4月	25円
2025年 3月	25円
直近1年間累計	300円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

## 主要な資産の状況

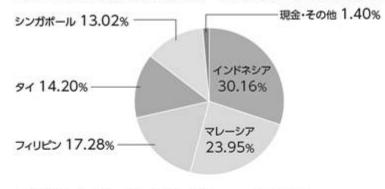
#### ∥資産別投資比率

	銘柄名	投資比率
1	しんきんアジア債券マザーファンド	98.31%
2	現金・その他	1.69%

※投資比率は、しんきんアジア債券ファンド (毎月決算型)の純資産総額に対する当該資産 の時価の比率です。

設定来累計

#### ■(参考)しんきんアジア債券マザーファンドの国・地域別投資比率

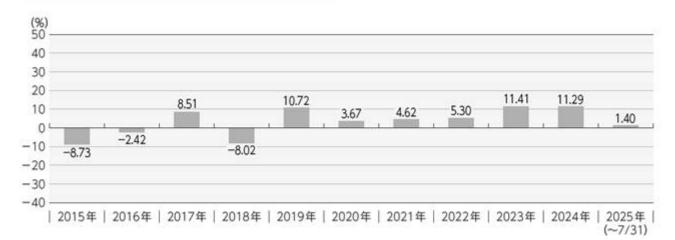


- ※投資比率は、しんきんアジア債券マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の 時価の比率です。
- ※しんきんアジア債券マザーファンドの純資産 総額は、1,391百万円です。

#### 』(参考) しんきんアジア債券マザーファンドの状況

	組入上位 10 銘柄						
	国名	銘柄名	利率	満期日	投資比率		
1	マレーシア	MGS	3.582%	2032/07/15	11.52%		
2	フィリピン	RPGB	7.500%	2032/10/20	10.26%		
3	インドネシア	INDOGB	7.500%	2035/06/15	10.22%		
4	91	THAIGB	2.000%	2031/12/17	9.51%		
5	インドネシア	INDOGB	6.625%	2034/02/15	7.97%		
6	インドネシア	INDOGB	6.375%	2032/04/15	7.91%		
7	マレーシア	MGS	4.254%	2035/05/31	7.15%		
8	シンガポール	SIGB	2.250%	2036/08/01	7.05%		
9	シンガポール	SIGB	2.875%	2030/09/01	5.83%		
10	マレーシア	MGS	3.828%	2034/07/05	5.21%		

## 年間収益率の推移 (期間:2015年~2025年)



※当ファンドはベンチマークを設定していません。

※上記の収益率は決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しています。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしています。

#### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

- (1)申込みの際、取得申込者は、販売会社との間の権利義務関係を明確にすることを目的とした契約を結びます。
- (2)販売会社は「自動けいぞく投資約款」を取得申込者に交付し、取得申込者は当該約款に基づく自動 けいぞく投資の申込みを行います。
- (3)申込単位は、販売会社が定める単位です。
- (4)申込みに係る受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、2.75%(税抜2.5%)を 上限に、販売会社が個別に定める手数料率を乗じて得た申込手数料を加算した額となります。ま た、収益分配金を再投資する場合の受益権の買付価額は、原則として、各計算期間終了日の基準価額とします。
- (5)毎営業日の午後3時30分までに受け付けた取得の申込みを、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる申込みは、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (6)韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の取得の申込みを受け付けません。ただし、収益分配金の再投資に係る追加信託の申込みに限ってこれを受け付けるものとします。
- (7)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申 込みの受付けを中止することおよびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取消すことができま す。
- (8)取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を 行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の 記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引き換えに、当 該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、 追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録を するため振替法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社か ら振替機関への通知があった場合、振替法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載ま たは記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替 機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

ファンドの申込(販売)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

#### 2【換金(解約)手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行を請求することにより換金することができます。
- (2)毎営業日の午後3時30分までに受け付けた一部解約の実行の請求を、当日の申込受付分として取り扱います。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。この時刻を過ぎて行われる請求は、翌営業日以降の取扱いとなります。
- (3)受益者は、自己に帰属する受益権につき、1口単位をもって一部解約の請求ができます。
- (4) 受益者が一部解約の請求をするときは、取扱販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。ただし、韓国もしくはインドネシアの金融商品取引所または銀行の休業日のいずれかに該当する日は、受益権の一部解約の申込みを受け付けません。
- (5)委託会社は、一部解約の請求を受けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (6)解約価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額から当該基準価額の0.3%を信託財産留保額と して控除した価額とします。
- (7)換金時の課税に関しては、前記「ファンド情報 第1 ファンドの状況」の「4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご覧ください。
- (8) 一部解約金に掛かる収益調整金(注)は、原則として受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。
- (9)投資信託財産の資金管理を円滑に行うために、大口の換金請求には制限を設ける場合があります。
- (10)委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止することができます。一部解約の実行の請求受付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、(6)の規定に準じて算定した価額とします。
- (11)解約代金の支払いは、原則として解約請求受付日から起算して6営業日目以降から販売会社の営業 所等で支払われます。
- (12) 受託会社は、一部解約代金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する口座等に払い込みます。受託会社は、委託会社に一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する 支払いにつき、その責に任じません。
- (13)換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- (注)収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

ファンドの換金 (解約)手続についてご不明な点がある場合には、下記の照会先までお問い合わせください。

< 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) <コールセンター>0120-781812

携帯電話からは03-5524-8181 (受付時間:営業日の9:00~17:00) <ホームページ>https://www.skam.co.jp

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

基準価額の計算方法

- ・基準価額は、委託会社によって毎営業日算出されます。
- ・基準価額とは、投資信託財産に属する資産を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。(ただし、便宜上1万口当たりに換算した基準価額で表示することがあります。)
- ・基準価額は、委託会社および販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として日本経済新聞朝刊に掲載されます。

#### < 照会先 >

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(委託会社) < コールセンター > 0120-781812 携帯電話からは03-5524-8181(受付時間:営業日の9:00~17:00) < ホームページ > https://www.skam.co.jp

ファンドの主要な投資対象資産の評価方法

親投資信託受益証券

移動平均法に基づき、当該親投資信託の基準価額で評価しています。

#### (参考)マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法

- ・原則として時価で評価しています。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額または日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しています。
- ・外貨建資産の円換算については、原則として、我が国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、我が国における計算日の対顧客 先物売買相場の仲値によるものとします。

#### (2)【保管】

該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、後記「(5)その他」の「 ファンドの繰上償還条項」により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

#### (4)【計算期間】

この信託の計算期間は、原則として毎月21日から翌月20日までとします。

各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、約款に定める信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

#### ファンドの繰上償還条項

- 1)委託会社は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が1億口を下回ることとなった場合、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- 2) 委託会社は、前項の事項について、書面による決議(以下「書面決議」といいます。)を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。
- 3) 前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4)2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5)2)から4)までの規定は、委託会社が、信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約に係る全ての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
- 6)委託会社は、監督官庁より投資信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約 を解約し、信託を終了させます。
- 7) 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、 委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託 会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、約款の変更の書面決議で否決 された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 8) 受託会社がその任務を辞任する場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

#### 約款の変更

- 1)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合(投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。)を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この約款に定める以外の方法によって変更することができないものとします。
- 2) 委託会社は、前項の事項(前項の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な約款の変更等」といいます。)について、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日および重大な約款の変更等の内容ならびにその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- 3) 前項の書面決議において、受益者(委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下本項において同じ。) は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- 4)2)の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- 5) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- 6)2)から5)までの規定は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該 提案につき、この約款に係るすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をした ときには適用しません。
- 7)前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、 当該併合に係る一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当 該他の投資信託との併合を行うことはできません。

#### 反対受益者の受益権買取請求の不適用

この信託は、受益者が一部解約請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

#### 販売会社との契約の更改等

委託会社と販売会社との間で締結される販売契約(投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約書)は、期間満了の1か月前までに当事者のいずれからも、別段の意思表示がない場合は、自動的に1年更新されます。販売契約の内容は、必要に応じて、委託会社と販売会社との合意により、随時変更される場合があります。

#### 運用報告書

委託会社は、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に基づき、毎年1月および7月の計算期間の末日および償還日を基準に交付運用報告書を作成し、投資信託財産に係る知られたる受益者に、販売会社を通じて交付します。

#### 公告

委託会社が受益者に対して行う公告は、日本経済新聞に掲載されます。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は、次のとおりです。

#### (1)収益分配金に対する請求権

収益分配金は、毎計算期間終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払 います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に支払われます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の取得の申込みに応じるものとします。当該取得申込みにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

販売会社は、受益者が自己に帰属する受益権について、あらかじめ収益分配金の再投資に係る 受益権の取得申込みを中止することを申し出た場合には、当該受益権に帰属する収益分配金を当 該計算期間終了のつど受益者に支払います。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利 を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、ファンドに係る償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1か月以内の委託会社の指定する日から信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払い前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対し委託会社がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、振替法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録を行います。

償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行います。

受益者が償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

#### (3)換金(解約)請求権

受益者は、委託会社に受益権の一部解約の実行を請求することにより換金する権利を有します。権利行使の方法等については、上記「第2 管理及び運営」の「2 換金(解約)手続等」をご参照ください。

#### (4)帳簿閲覧・謄写請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に、当該受益者に係る投資信託財産に関する書類の閲覧または謄写の請求をすることができます。

#### 第3【ファンドの経理状況】

- 1.当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。 なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2. 当ファンドの計算期間は6か月未満であるため、財務諸表は6か月ごとに作成しております。
- 3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当特定期間(2025年1月21日から2025年7月22日まで)の財務諸表について、PwC Japan有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】

しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

### (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
 資産の部		
流動資産		
コール・ローン	24,439,463	25,128,382
親投資信託受益証券	1,420,188,612	1,387,807,113
未収利息	107	240
流動資産合計	1,444,628,182	1,412,935,735
資産合計	1,444,628,182	1,412,935,735
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	4,126,260	3,987,654
未払解約金	4,996,958	3,185,711
未払受託者報酬	68,542	67,825
未払委託者報酬	1,644,972	1,627,803
流動負債合計	10,836,732	8,868,993
負債合計	10,836,732	8,868,993
純資産の部		
元本等		
元本	1,650,504,241	1,595,061,631
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金( )	216,712,791	2 190,994,889
(分配準備積立金)	149,995,565	141,051,487
元本等合計	1,433,791,450	1,404,066,742
純資産合計	1,433,791,450	1,404,066,742
負債純資産合計	1,444,628,182	1,412,935,735

1 24,385,346

190,994,889

#### (2) 【損益及び剰余金計算書】

分配金

期末剰余金又は期末欠損金()

(単位:円) 前期 当期 (自 2024年7月23日 (自 2025年1月21日 2025年1月20日) 2025年7月22日) 至 営業収益 27,565 49,209 受取利息 有価証券売買等損益 45,837,189 52,618,501 営業収益合計 45,864,754 52,667,710 営業費用 384,370 受託者報酬 560,621 委託者報酬 13,454,814 9,224,830 営業費用合計 14,015,435 9,609,200 営業利益又は営業損失() 31,849,319 43,058,510 経常利益又は経常損失() 31,849,319 43,058,510 当期純利益又は当期純損失( 31,849,319 43,058,510 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 4,729,973 892,232 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金() 346,508,604 216,712,791 剰余金増加額又は欠損金減少額 142,919,196 13,969,712 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 142,919,196 13,969,712 少額 剰余金減少額又は欠損金増加額 6,597,502 6,032,742 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 6,597,502 6,032,742 加額

, 33,645,227

216,712,791

### (3)【注記表】

### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

### (重要な会計上の見積りに関する注記)

前期	当期
(2025年 1 月20日現在)	(2025年 7 月22日現在)
当特定期間の財務諸表の作成にあたって行った 会計上の見積りが当特定期間の翌特定期間の財務 諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していな いため、注記を省略しております。	同左

#### (貸借対照表に関する注記)

	<u> </u>	
区分	前期 (2025年1月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
1 信託財産に係る期首 元本額、期中追加設 定元本額及び期中一 部解約元本額	期首元本額 2,832,322,632円 期中追加設定元本額 51,825,053円 期中一部解約元本額 1,233,643,444円	期首元本額 1,650,504,241円 期中追加設定元本額 40,976,435円 期中一部解約元本額 96,419,045円
2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 216,712,791円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は190,994,889円であります。
3 特定期間末日におけ る受益権の総数	1,650,504,241□	1,595,061,631 🗆

#### (損益及び剰全全計算書に関する注記)

_(	/ 打 月 1	<b>並及び制ホ並引昇音に関する注</b>	10 )			
		前期			当期	
		(自 2024年7月23日			(自 2025年1月21日	∃
		至 2025年 1 月20日	)		至 2025年 7 月22日	3)
	1	分配金の計算過程		1	分配金の計算過程	
Ê	第14	46期		第1	52期	
	Α	費用控除後の配当等収益額	5,805,681円	Α	費用控除後の配当等収益額	3,517,097円
	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後	0円
		の有価証券売買等損益額			の有価証券売買等損益額	
	С	収益調整金額	101,200,855円	С	収益調整金額	61,701,347円
	D	分配準備積立金額	229,940,507円	D	分配準備積立金額	147,860,359円
	Ε	当ファンドの分配対象収益額	336,947,043円	Е	当ファンドの分配対象収益額	213,078,803円
	F	当ファンドの期末残存口数	2,827,056,912□	F	当ファンドの期末残存口数	1,632,911,902口
	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,191円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,304円
	Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円

			ı	有価証券	等報告書(内国投資信託 <mark></mark>
I	収益分配金金額	7,067,642円	ı	収益分配金金額	4,082,279円
第1	47期		第1	53期	
Α	費用控除後の配当等収益額	7,823,807円	Α	費用控除後の配当等収益額	3,228,704円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	102,293,102円	С	収益調整金額	62,321,109円
D	分配準備積立金額	227,958,800円	D	分配準備積立金額	146,446,195円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	338,075,709円	Е	当ファンドの分配対象収益額	211,996,008円
F	当ファンドの期末残存口数	2,829,903,005□	F	当ファンドの期末残存口数	1,630,828,972
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,194円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,299円
Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	7,074,757円	ı	収益分配金金額	4,077,072円
第1	48期		第1	54期	
Α	費用控除後の配当等収益額	8,648,463円	Α	費用控除後の配当等収益額	3,306,442円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	26,245,979円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	102,542,565円	С	収益調整金額	62,978,967円
D	分配準備積立金額	226,360,300円	D	分配準備積立金額	145,213,172円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	363,797,307円	E	当ファンドの分配対象収益額	211,498,581円
F	当ファンドの期末残存口数	2,811,301,231	F	当ファンドの期末残存口数	1,632,813,145
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,294円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,295円
Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	7,028,253円	1	収益分配金金額	4,082,032円
第1	49期		第1	55期	
Α	費用控除後の配当等収益額	4,509,180円	Α	費用控除後の配当等収益額	4,549,643円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	61,639,368円	С	収益調整金額	63,483,339円
D	分配準備積立金額	153,620,200円	D	分配準備積立金額	144,284,248円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	219,768,748円	Е	当ファンドの分配対象収益額	212,317,230円
F	当ファンドの期末残存口数	1,676,340,860口	F	当ファンドの期末残存口数	1,635,501,728口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,310円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,298円
Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	4,190,852円	ı	収益分配金金額	4,088,754円
第1	50期		第1	156期	
Α	費用控除後の配当等収益額	4,023,903円	Α	費用控除後の配当等収益額	4,232,753円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	円0	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	0円
С	収益調整金額	61,758,745円	С	収益調整金額	63,654,555円
D	分配準備積立金額	152,163,903円	D	分配準備積立金額	143,535,648円
Ε	当ファンドの分配対象収益額	217,946,551円	Е	当ファンドの分配対象収益額	211,422,956円
F	当ファンドの期末残存口数	1,662,985,547□	F	当ファンドの期末残存口数	1,627,022,265口
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,310円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,299円
					'

				有恤証	券報告書 ( 内国投資信託
Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円
1	収益分配金金額	4,157,463円	ı	収益分配金金額	4,067,555円
第1	51期		第1	57期	
A	費用控除後の配当等収益額	3,638,784円	А	費用控除後の配当等収益額	4,959,366円
В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	円0	В	費用控除後・繰越欠損金補填後 の有価証券売買等損益額	円0
С	収益調整金額	61,753,954円	С	収益調整金額	63,309,344円
D	分配準備積立金額	150,483,041円	D	分配準備積立金額	140,079,775円
E	当ファンドの分配対象収益額	215,875,779円	Е	当ファンドの分配対象収益額	208,348,485円
F	当ファンドの期末残存口数	1,650,504,241 🗆	F	当ファンドの期末残存口数	1,595,061,631 🗆
G	10,000口当たり収益分配対象額	1,307円	G	10,000口当たり収益分配対象額	1,306円
Н	10,000口当たり分配金額	25円	Н	10,000口当たり分配金額	25円
I	収益分配金金額	4,126,260円	I	収益分配金金額	3,987,654円

### (金融商品に関する注記)

### 1.金融商品の状況に関する事項

区分	前期 (自 2024年7月23日 至 2025年1月20日)	当期 (自 2025年1月21日 至 2025年7月22日)
1.金融商品に対する取組方 針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融 商品は「重要な会計方針に係る事 項に関する注記」の「有価証券の 評価基準及び評価方法」に記載の 有価証券であります。当該有価証 券には、性質に応じてそれぞれ価 格変動リスク、流動性リスク、信 用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用がのようでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	同左

## 2.金融商品の時価等に関する事項

   ∇△	前期	当期
区力	(2025年1月20日現在)	(2025年7月22日現在)

_			日叫此为我口言(四旦双貝口心
	1.貸借対照表計上額、時価 及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で計上しているため、その差額は ありません。	同左
	2.時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事 項に関する注記)に記載して おります。	(1)有価証券 同左
		(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。	(2)デリバティブ取引 同左
		(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ 取引以外の金融商品は、短期 間で決済され、時価は帳簿価 額と近似していることから、 当該金融商品の帳簿価額を時 価としております。	(3)有価証券及びデリバティブ取 引以外の金融商品 同左
	3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

# (有価証券に関する注記) 売買目的有価証券

儿具白印 日间证为			
	前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)	
種類	最終の計算期間の損益に含まれた評価 差額	最終の計算期間の損益に含まれた評価 差額	
親投資信託受益証券	18,027,864円	45,729,641円	
合計	18,027,864円	45,729,641円	

(デリバティブ取引等に関する注記)

前期	当期
(2025年 1 月20日現在)	(2025年 7 月22日現在)
該当事項はありません。	同左

(関連当事者との取引に関する注記)

(METATION MINION)	
前期 (自 2024年7月23日	当期 (自 2025年1月21日
至 2025年 1 月20日 )	至 2025年7月22日)
該当事項はありません。	同左

### (1口当たり情報)

前期 (2025年 1 月20日現在)	当期 (2025年 7 月22日現在)
1 口当たり純資産額 0.8687円	1 口当たり純資産額 0.8803円
(1万口当たり純資産額 8,687円)	(1万口当たり純資産額 8,803円)

### (4)【附属明細表】

### 第1 有価証券明細表

株式 該当事項はありません。

株式以外の有価証券

(単位:円)

種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
親投資信託受 益証券	しんきんアジア債券 マザーファンド	547,005,287	1,387,807,113	
	合計	547,005,287	1,387,807,113	

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

#### (参考情報)

当ファンドは、「しんきんアジア債券マザーファンド」受益証券を主要な投資対象としており、貸借対照 表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託受益証券であります。 なお、同親投資信託の状況は次のとおりであります。

「しんきんアジア債券マザーファンド」の状況 以下に記載した情報は、監査法人による監査の対象外であります。

#### 財務諸表

#### しんきんアジア債券マザーファンド

### (1)貸借対照表

(単位:円)

		2025年 7 月22日現在
資産の部		
流動資産		
預金		27,007,496
コール・ローン		2,252,673
国債証券		1,346,317,247
未収利息		12,018,746
前払費用		202,299
流動資産合計		1,387,798,461
資産合計		1,387,798,461
負債の部		
流動負債		
流動負債合計		
負債合計		-
純資産の部		
元本等		
元本	1, 2	547,005,287
剰余金		
剰余金又は欠損金(	)	840,793,174
元本等合計		1,387,798,461
純資産合計		1,387,798,461
負債純資産合計		1,387,798,461

#### (2)注記表

#### (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1 . 有価証券の評価基準及び評価 方法

国債証券

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額(但し、売気配相場は使用しない)、価格情報会社の提供する価額又は日本証券業協会発表の売買参考統計値(平均値)等で評価しております。

2.デリバティブ等の評価基準及び評価方法

為替予約取引

個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として本報告書における開示対象ファンドの特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。

3. その他財務諸表作成のための 基礎となる事項 外貨建取引等の処理基準

外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加え て、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の 外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外 国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘 定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の 外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替 差損益とする計理処理を採用しております。

#### (重要な会計上の見積りに関する注記)

#### 2025年7月22日現在

本報告書における開示対象ファンドの当期間の財務諸表の作成にあたって行った会計上の見積りが本書における開示対象ファンドの当期間の翌期間の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクは識別していないため、注記を省略しております。

### (貸借対照表に関する注記)

<u>( 貝信刈煕衣に関9 6注記 <i>)</i></u>			
区分	2025年 7 月22日現在		
1 信託財産に係る期首元本額、 期中追加設定元本額及び期中	期首元本額		581,544,004円
一部解約元本額	期中追加設定元本額		, , ,
	  期中一部解約元本額		4,065,372円
			38,604,089円
元本の内訳	しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)		547,005,287円
		ᄼᅪ	, , ,
		合計	547,005,287円
2 本報告書における開示対象 ファンドの特定期間末日にお			547,005,287□
ける受益権の総数			

#### (金融商品に関する注記)

1.金融商品の状況に関する事項

区分	自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日

1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券等の金融商品への 投資並びにデリバティブ取引を、信託約款に定める「運用の基本 方針」に基づき行っております。
2.金融商品の内容及び当該金融 商品に係るリスク	当ファンドが運用する主な金融商品は「重要な会計方針に係る 事項に関する注記」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記 載の有価証券及びデリバティブ取引であります。デリバティブ取 引には為替予約取引が含まれております。当該有価証券及びデリ バティブ取引には、性質に応じてそれぞれ価格変動リスク、流動 性リスク、信用リスク等があります。
3.金融商品に係るリスク管理体制	運用部門から独立した管理部門が、ファンドのリスクとリターンの計測・分析および法令遵守の観点から運用状況を監視しております。モニタリングを日々行い、異常が検知された場合には、直ちに関連部門に報告し、是正を求める態勢としております。運用リスク管理状況は、原則月1回開催するコンプライアンス・運用管理委員会への報告を通じて、運用部門にフィードバックされ、適切なリスクの管理体制を構築しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2. 立版向印の時間寺に関する事項	
区分	2025年 7 月22日現在
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は本報告書における開示対象ファンドの特定 期間末日の時価で計上しているため、その差額はありません。
2 . 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載してお ります。
	(2)デリバティブ取引 該当事項はありません。
	(3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間 で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該 金融商品の帳簿価額を時価としております。
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

### (有価証券に関する注記)

#### 売買目的有価証券

•			
		2025年 7 月22日現在	
	種類	当期間の損益に含まれた評価差額	
	国債証券		40,122,646円
	合計		40,122,646円

(注) 当期間の損益に含まれた評価差額は、親投資信託の期首日から本報告書における開示対象ファンド の期末日までの期間に対応する金額であります。

### (デリバティブ取引等に関する注記)

2025年 7 月22日現在
該当事項はありません。

### (関連当事者との取引に関する注記)

1事日との取りに関する注記 /	
	自 2025年 1 月21日 至 2025年 7 月22日
	該当事項はありません。

<u>(1口当たり情報)</u>
2025年 7 月22日現在
1 口当たり純資産額 2.5371円
(1万口当たり純資産額 25,371円)

### (3)附属明細表

### 第1 有価証券明細表

株式 該当事項はありません。

### 株式以外の有価証券

通貨	種類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
シンガ ポールド	国債証券	SIGB 2.250 08/01/36	840,000.00	849,660.00	
ルールド		SIGB 2.875 09/01/30	670,000.00	703,567.00	
シンガポー	11.ドル会計		1,510,000.00	1,553,227.00	
7773				(178,807,492)	
マレーシ	国債証券	MGS 3.582 07/15/32	4,500,000.00	4,557,465.00	
アリン ギット		MGS 3.828 07/05/34	2,000,000.00	2,047,855.40	
		MGS 4.254 05/31/35	2,650,000.00	2,780,596.24	
フレーシア	マレーシアリンギット合計		9,150,000.00	9,385,916.64	
\ \(\bullet \bullet \b	ソノイッドロ	āl		(327,333,842)	
タイバー	国債証券	THAIGB 2.000 12/17/31	28,000,000.00	28,980,952.00	
ツ		THAIGB 2.800 06/17/34	5,600,000.00	6,187,385.12	
		THAIGB 3.350 06/17/33	7,000,000.00	7,958,496.00	
タイパーツ	タイバーツ合計		40,600,000.00	43,126,833.12	
ライバー クロ nl				(197,089,627)	

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

					CSCILING.	
フィリピ	国債証券	RPGB 6.750 09/15/32	14,000,000.00	14,486,634.40		
ンペソ		RPGB 7.500 10/20/32	51,000,000.00	54,767,359.80		
		RPGB 8.000 09/30/35	19,000,000.00	21,313,166.40		
フィリピン	ペリ合計		84,000,000.00	90,567,160.60		
フィリピンペソ合計 				(233,636,104)		
インドネ	国債証券	INDOGB 6.375 04/15/32	12,000,000,000.00	11,986,320,000.00		
シアルピ  ア	シアルピ	INDOGB 6.625 02/15/34		12,000,000,000.00	12,068,289,600.00	
		INDOGB 6.750 07/15/35	5,400,000,000.00	5,481,756,000.00		
		INDOGB 7.500 06/15/35	14,500,000,000.00	15,458,160,000.00		
インドウン	·フルピマ今き	<u> </u>	43,900,000,000.00	44,994,525,600.00		
インドネシアルピア合計 				(409,450,182)		
△÷ı				1,346,317,247		
		合計		(1,346,317,247)		

- 注1 通貨種類毎の小計/合計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 注2 合計欄の( )内の金額は外貨建有価証券の邦貨換算額の合計であり、内書で表示しております。
- 注3 外貨建有価証券の内訳

種類	銘柄数		組入債券 時価比率	合計金額に 対する比率
シンガポールドル	国債証券	2銘柄	100.0%	13.3%
マレーシアリンギット	国債証券	3銘柄	100.0%	24.3%
タイバーツ	国債証券	3銘柄	100.0%	14.6%
フィリピンペソ	国債証券	3銘柄	100.0%	17.4%
インドネシアルピア	国債証券	4銘柄	100.0%	30.4%

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 注記表(デリバティブ取引等に関する注記)に記載しております。

### 2【ファンドの現況】

### 【純資産額計算書】2025年7月31日現在 しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)

資産総額	1,419,162,911 円
負債総額	4,635,207 円
純資産総額( )	1,414,527,704 円
発行済数量	1,592,907,708
1口当たり純資産額( / )	0.8880 円
(参考)しんきんアジア債券マザーファンド	
資産総額	1,390,634,653 円
負債総額	E
純資産総額( )	1,390,634,653 円
発行済数量	543,029,776
1口当たり純資産額( / )	2.5609 ⊞

#### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等該当事項はありません。
- (2) 受益者名簿 該当事項はありません。
- (3) 受益者に対する特典該当事項はありません。

#### (4) 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載 または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に振替法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

#### (5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗 することができません。

#### (6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、振替法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に 再分割できるものとします。

#### (7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関の振替口座簿に記載または記録されている受益者(償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

#### (8) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、 一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定による ほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

#### 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

#### (1)資本の額

200百万円(本書提出日現在)

発行可能株式総数 16,000株

発行済株式総数 4,000株

最近5年間における主な資本の額の増減はありません。

#### (2) 当社の機構

#### 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は就任後1年以内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までです。ただし、補欠または増員で選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、代表取締役を選任し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議に従い業務を執行します。また、取締役会は、その決議をもって、取締役社長1名を選定し、取締役会長1名、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集し、議長となります。ただし、取締役会長を置いた場合には、取締役会長が招集し、議長となります。

取締役会の決議は、取締役の過半数が出席して、出席取締役の過半数をもって決します。

#### 投資運用の意思決定機構

商品企画体制

#### ・投資政策委員会

当委員会において、事務局である運用企画部が情報を収集し、投資環境、運用環境、販売環境に 適合した商品企画案を提出します。また当委員会は、新規設定する商品に関する基本的な重要事項 について協議し、委員長がこれを決定します。

#### 運用体制

### ・投資政策委員会

当委員会において、経済環境、資産別市場見通しならびに投資環境等を検討し、基本的な運用方針、運用戦略について協議し、委員長がこれを決定します。また、基本的な投資方針等に基づいて、ファンド運用についての具体的なガイドライン、方策を審議、決定するとともに、個別銘柄についての分析を行い、投資対象銘柄を選定します。経営管理部は、各ファンドの運用成績、ポートフォリオの運用内容等について考査し、当委員会に報告を行います。

#### ・コンプライアンス・運用管理委員会

当委員会において、事務局である経営管理部は、信託財産の運用リスク管理状況ならびに運用に関する法令・諸規則および諸決定事項の遵守状況等の報告を行います。また、トレーディング部は、取引先リスク等の報告を行います。

### コンプライアンス管理体制

取締役会の下で法令等遵守に関する問題を一元管理するため、以下のとおりコンプライアンス管理 体制を敷いています。

- ・コンプライアンス・運用管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する事項全般について審議し ます。
- ・コンプライアンスに関する事項を統括する部門として、コンプライアンス担当部門を設置するとと もに、コンプライアンス関連部門を設置します。
- ・コンプライアンス統括責任者を経営管理部担当役員、コンプライアンス管理責任者を経営管理部長とし、コンプライアンス責任者を各部門長とします。また、各部門におけるコンプライアンスの推進および徹底を実践するため、各部門にコンプライアンス担当者を配置します。
- ・全部門から独立した内部監査部門を設置し、コンプライアンス管理の適切性・有効性を検証・評価します。

上記の内容は、今後変更となる場合があります。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である当社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行います。また、「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行います。

当社の運用する証券投資信託は、2025年7月31日現在、以下のとおりです。

(親投資信託を除きます。)

(単位:百万円)

種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	95	811,012
単位型公社債投資信託	48	87,797
単位型株式投資信託	91	168,667
合計	234	1,067,477

(注)純資産総額は百万円未満を切り捨てしています。

#### 3【委託会社等の経理状況】

- 1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
- 2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 3. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(2024年4月1日から 2025年3月31日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### 1 財務諸表

### (1)【貸借対照表】

		前事業	 業年度	当事業年度		
		(2024年3月	31日現在)	(2025年3月31日現在)		
科目	注記番号	金	額	金	額	
(資産の部)		千円	千円	千円	千円	
流動資産						
現金・預金	*2		8,583,718		4,034,379	
前払費用			36,090		38,575	
未収委託者報酬			714,228		695,298	
未収運用受託報酬	*2		17,472		20,424	
未収収益			53		26,135	
未収還付消費税等			-		4,194	
その他の流動資産			8,804		8,662	
流動資産計			9,360,369		4,827,670	
固定資産						
有形固定資産	*1		96,118		95,211	
建物		66,035		61,724		
器具備品		30,082		33,486		
無形固定資産			30,478		20,023	
ソフトウェア		28,836		18,492		
電話加入権		959		959		
その他		681		571		
投資その他の資産			61,265		5,060,188	
長期預金		-		5,000,000		
投資有価証券		22,943		22,314		
長期前払費用		1,735		1,920		
繰延税金資産		36,586		35,953		
固定資産計			187,861		5,175,422	
資産合計			9,548,231		10,003,093	

### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

	, ,			有価証	E券報告書(内国投資信	
		前事業	<b>美年度</b>	当事業年度		
		(2024年3月	31日現在)	(2025年3月	31日現在)	
科 目	注記 番号	金	額	金	額	
(負債の部)		千円	千円	千円	千円	
流動負債						
未払金			525,427		527,860	
未払手数料	*2	446,175		446,076		
その他未払金		79,251		81,783		
未払法人税等			99,630		87,968	
未払消費税等			23,241		16,552	
未払事業所税			2,368		2,324	
賞与引当金			85,497		84,777	
その他の流動負債			4,498		4,579	
流動負債計			740,664		724,062	
固定負債						
退職給付引当金			149,819		136,020	
役員退職慰労引当金			16,156		20,312	
固定負債計			165,976		156,332	
負債合計			906,640		880,395	
(純資産の部)		千円	千円	千円	千円	
株主資本			8,641,284		9,122,882	
資本金			200,000		200,000	
利益剰余金			8,441,284		8,922,882	
利益準備金		2,000		2,000		
その他利益剰余金		8,439,284		8,920,882		
別途積立金		7,700,000		8,280,000		
繰越利益剰余金		739,284		640,882		
評価・換算差額等			307		185	
その他有価証券評価差 額金			307		185	
純資産合計			8,641,591		9,122,697	
負債・純資産合計			9,548,231		10,003,093	

### (2)【損益計算書】

			僕年度 年4月 1日 年3月31日	自 2024			
科目	注記番号	金額		金額			
営業収益		千円	千円	千円	千円		
委託者報酬			5,755,477		5,340,764		
運用受託報酬	*1		119,263		137,412		
営業収益計			5,874,740		5,478,177		
営業費用							
支払手数料	*1		2,834,615		2,652,671		
広告宣伝費			56,076		62,062		
調査費			862,064		884,082		
調査研究費		602,300		610,815			
委託調査費		259,764		273,266			
営業雑経費			78,304		74,675		
印刷費		67,921		64,760			
郵便料		130		123			
電信電話料		5,157		4,846			
協会費		5,094		4,945			
営業費用計			3,831,061	·	3,673,492		
一般管理費							
給料			738,208		721,645		
役員報酬		66,058	·	63,295			
給料・手当		493,278		481,210			
賞与		73,133		71,675			
法定福利費		100,162		99,431			
福利厚生費		5,575		6,032			
賞与引当金繰入		,	85,414	,	84,096		
退職給付費用			80,176		79,421		
役員退職慰労引当金繰入			10,662		8,656		
交際費			4,789		3,280		
旅費交通費			9,001		7,619		
租税公課			22,609		20,777		
不動産賃借料			62,981		63,355		
固定資産減価償却費			28,300		27,450		
諸経費			156,090		152,847		
一般管理費計			1,198,235		1,169,148		
営業利益			845,443		635,536		
三条的血 三二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十			2.3,1.0				
受取利息	*1		132		59,650		
その他営業外収益	'		328		255		
営業外収益計			461		59,906		
営業外費用			401		55,500		
音条介真用 雑損失			4,534		2,205		

EDINET提出書類

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

営業外費用計		4,534	2,205
経常利益		841,371	693,236

しんきんアセットマネジメント投信株式会社(E12422)

### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		自 2023:	業年度 年4月 1日 年3月31日	自 2024:	美年度 年4月 1日 年3月31日
科目	注記番号	金	額	金額	
		千円 千円		千円	千円
特別損失					
固定資産除却損			3,426		-
特別損失計			3,426		-
税引前当期純利益			837,944		693,236
法人税、住民税および事業税			250,927		210,869
法人税等調整額			1,993		769
当期純利益			585,023		481,598

### (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本						
			利益	剰余金			
	資本金	TI X	その他利	益剰余金	利益	株主資本	
	英个业	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計	
当期首残高	200,000	2,000	6,990,000	864,260	7,856,260	8,056,260	
当期変動額							
新株の発行							
剰余金の配当							
別途積立金の積立			710,000	710,000			
別途積立金の取崩							
当期純利益				585,023	585,023	585,023	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)							
当期変動額合計			710,000	124,976	585,023	585,023	
当期末残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284	

	評価・指		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	155	155	8,056,416
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			585,023
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	151	151	151
当期変動額合計	151	151	585,174
当期末残高	307	307	8,641,591

### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

						(112:113)		
	株主資本							
			利益剰余金					
	資本金	刊光	その他利	益剰余金	利益	株主資本		
	₩,4-m	利益 準備金	別途 積立金	繰越利益 剰余金	剰余金 合計	合計		
当期首残高	200,000	2,000	7,700,000	739,284	8,441,284	8,641,284		
当期変動額								
新株の発行								
剰余金の配当								
別途積立金の積立			580,000	580,000				
別途積立金の取崩								
当期純利益				481,598	481,598	481,598		
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)								
当期変動額合計			580,000	98,401	481,598	481,598		
当期末残高	200,000	2,000	8,280,000	640,882	8,922,882	9,122,882		

	評価・接		
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	純資産合計
当期首残高	307	307	8,641,591
当期変動額			
新株の発行			
剰余金の配当			
別途積立金の積立			
別途積立金の取崩			
当期純利益			481,598
株主資本以外の項目の当期 変動額(純額)	492	492	492
当期変動額合計	492	492	481,106
当期末残高	185	185	9,122,697

#### 重要な会計方針

当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日 1.有価証券の評価基準および評価 その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 方法 投資信託は、当事業年度末日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動 平均法により算定) 2. 固定資産の減価償却の方法 (1)有形固定資産 定額法を採用しております。 主な耐用年数は以下のとおりです。 物 3年 ~ 50年 3年 ~ 器具備品 20年 (2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可 能期間(5年)に基づいております。 3.引当金の計上基準 (1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に 基づき計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付 債務を計上しております。 なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便 法によっており、退職給付債務の金額は当事業年度末における自己 都合要支給額としております。 (3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職 慰労金規程」に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。 当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬を稼得 4. 収益および費用の計上基準 しております。 (1)委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき日々の純資産総額に 対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに履 行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわ たり収益として認識しております。 (2)運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約に基づき契約期間の純資産総額等 に対する一定割合として認識され、当該報酬は期間の経過とともに 履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間に わたり収益として認識しております。

### 注記事項

(貸借対照表関係)

### \* 1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)	
 建 物	85,996千円	90,508千円	
器具備品	46,782千円	43,526千円	

### \* 2 関係会社項目

関係会社に対する資産および負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
普通預金	7,469,689千円	3,741,388千円
定期預金	1,000,000千円	千円
未収運用受託報酬	2,051千円	千円
未払手数料	214,856千円	260,208千円

### (損益計算書関係)

#### \* 1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

1 関係安性との取引に係るものが次のと	前事業年度 自 2023年4月 1日	当事業年度 自 2024年4月 1日
	至 2024年3月31日	至 2025年3月31日
運用受託報酬	68,151千円	59,960千円
受取利息	129千円	2,714千円
支払手数料	2,203,996千円	2,126,084千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1.発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.発行済株式および総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(千株)	4			4
計	4			4

### (リース取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### (金融商品関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

### (1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については短期的な預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

#### (2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

#### 2 . 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未払手数料、その他未払金、未払法人税等、未 払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、記載を省略 しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
投資有価証券	22,943	22,943	
合計	22,943	22,943	

(注1)上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、 全額投資信託に関するものであります。

#### (注2)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	1 年以内	1 年超
(1)預金	8,583,432	8,583,432	
(2)未収委託者報酬	714,228	714,228	
(3) 未収運用受託報酬	17,472	17,472	
合計	9,315,133	9,315,133	

#### 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分	時価			
<b>△</b> 刀	レベル 1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券		22,943		22,943
合計		22,943		22,943

### (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品 該当事項はありません。

### (注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

#### 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

資産運用については預金等に限定しており、投機的な取引は行なわない方針であります。

当社は投資運用業を営んでおり、投資家のニーズに対応した投資信託を適時適切に設定することを目的として、当社が運用を行う投資信託を直接保有しております。

#### (2)金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から委託者に対して支払われる信託 報酬の未払金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されているため、信用リスクはほとんどない と認識しております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によりますが、中途解約しない限り元本が保証されております。

#### (3)金融商品に係るリスク管理体制

投資信託については、時価の動向を定期的に把握して経営に報告しております。

また、投資信託に係るリスクに関しては、取締役会において1銘柄当たりの取得金額および取得金額の合計額に係る上限金額を設定しており、リスクは極めて限定的であると認識しております。

仕組み預金については、自己資金の運用リスクの管理方針に基づき、自己資金運用リスク管理細則を定め、市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクを的確に把握し適正に管理し、定期的に経営委員会に報告しております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。 なお、現金・預金(長期預金除く)、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収収益、未払手数料、その 他未払金、未払法人税等、未払消費税等、未払事業所税は、短期間で決済されるため時価は帳簿価額にほぼ 等しいことから、記載を省略しております。

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
長期預金	5,000,000	4,924,742	75,257
投資有価証券	22,314	22,314	
合計	5,022,314	4,947,057	75,257

(注1)上記表中の投資有価証券の貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、 全額投資信託に関するものであります。

#### (注2)金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	貸借対照表 計上額	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 1 0 年以内
(1)預金	4,034,033	4,034,033		
(2)未収委託者報酬	695,298	695,298		
(3) 未収収益	26,135	26,135		
(4)未収運用受託報酬	20,424	20,424		
(5)長期預金	5,000,000			5,000,000
合計	9,775,892	4,775,892		5,000,000

## 3.金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性および重要性に応じて、以下の3つのレベルに分けて分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価

の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した価格

レベル2の時価:観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1)時価で貸借対照表に計上している金融商品

(単位:千円)

区分		時	価	
□ <b>□</b> □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
投資有価証券		22,314		22,314
合計		22,314		22,314

#### (2)時価で貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

(単位:千円)

区分		時	価	
□ ► □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計
長期預金		4,924,742		4,924,742
合計		4,924,742		4,924,742

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(注) 時価の算定に用いた評価技法および時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

投資信託は、市場における取引価格が存在せず、かつ、解約または買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がないため、公表されている基準価額を時価としており、レベル2に分類しております。

#### 長期預金

長期預金は、デリバティブを内包した仕組み預金であり、時価は預入金融機関から提供された金額によっており、レベル 2 に分類しております。

なお、保有目的毎の有価証券に関する注記事項については、「(有価証券関係)」に記載しております。

## (有価証券関係)

## 1.その他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	2,934	2,000	934
小計	2,934	2,000	934
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	20,008	20,500	491
小計	20,008	20,500	491
合計	22,943	22,500	443

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

区分	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
投資信託	2,774	2,000	774
小計	2,774	2,000	774
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
投資信託	19,540	20,500	959
小計	19,540	20,500	959
合計	22,314	22,500	185

## 2. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

## (デリバティブ取引関係)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

## (収益認識に関する注記)

 1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報 前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:千円)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日
委託者報酬	5,755,477
運用受託報酬	119,263
合計	5,874,740

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:千円)

	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
委託者報酬	5,340,764
運用受託報酬	137,412
合計	5,478,177

- 2.顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報 [重要な会計方針]4.収益および費用の計上基準に記載のとおりであります。
- 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係ならびに当事業年度において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額および時期に関する情報

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

## (退職給付関係)

## 1.採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として、退職一時金制度と厚生年金基金制度を併用しております。当社が有する退職一時金制度については、簡便法により退職給付引当金および退職給付費用を計算しております。

また、当社が加入する厚生年金基金制度は、複数事業主制度の厚生年金基金制度であり、当社の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該年金制度への拠出額を退職給付費用として計上しております。

## 2.確定給付制度

#### (1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
退職給付引当金の期首残高	147,286	149,819
退職給付費用	19,805	18,944
退職給付の支払額	17,272	32,744
制度への拠出額		
退職給付引当金の期末残高	149,819	136,020

# (2)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金および前払年金費用 の調整表

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
	千円	千円
非積立型制度の退職給付債務	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	149,819	136,020
退職給付引当金	149,819	136,020
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	149,819	136,020

#### (3)退職給付費用

( · ) / I I I I I I I I I I I I I I I I I I		
	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
簡便法で計算した退職給付費用	千円 19,805	千円 18,944

## 3. 複数事業主制度

確定拠出制度と同様に会計処理する、複数事業主制度の厚生年金基金制度への要拠出額は、前事業年度 52,340千円、当事業年度 51,552千円であります。

		前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
(1)	直近の積立状況に関する事項	(2023年3月31日現在)	(2024年3月31日現在)
		千円	千円
	年金資産の額	1,680,937,373	1,832,300,599
	年金財政計算上の数理債務の額と 最低責任準備金の額との合計額	1,770,192,799	1,853,684,901
	差引額	89,255,425	21,384,301
(2)	掛金に占める当社の拠出割合	(2023年3月分)	(2024年3月分)
		0.1104%	0.1125%
(3)	補足説明	算上の別途積立金58,714,087千円で あります。 本制度における過去勤務債務の償	上記(1)の差引額の主な要因は、 年金財政計算上の過去の勤務債務残 高134,623,732千円および年金財政計 算上の別途積立金113,239,430千円で あります。 本制度における過去勤務債務の償 却方法は、期間19年0か月の元利均等 定率償却であります。

## (税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年3月31日現在)	当事業年度 (2025年3月31日現在)
繰延税金資産	千円	千円
賞与引当金繰入限度超過額	26,179	25,958
役員退職慰労引当金	4,947	6,402
退職給付引当金繰入限度超過額	45,874	42,873
未払事業税	5,926	5,457
未払事業所税	725	711
その他有価証券評価差額金		58
その他	3,890	3,824
繰延税金資産 小計	87,544	85,287
評価性引当額	50,821	49,334
繰延税金資産 合計	36,722	35,953
繰延税金負債	千円	千円
その他有価証券評価差額金	135	
繰延税金負債 合計	135	
繰延税金資産の純額	36,586	35,953

2.法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため 注記を省略しております。

#### (セグメント情報等)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

#### (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

#### 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

#### (3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	68,151

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1.セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 2. 関連情報

#### (1)製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

## (2)地域ごとの情報

#### 売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

## 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

## (3)主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称または氏名	営業収益
信金中央金庫	59,960

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

## (関連当事者情報)

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1.関連当事者との取引

## (1)親会社および法人主要株主等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または出資金	容容	有(被所有)割合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	890,998	信用金庫	直接	兼任1人	証券投資信	投資信託	2,203,996	未払	214,856
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)		託受益証券	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		の募集販売	数料			
								運用受託	68,151		
								報酬	千円		
								出向者	70,903		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

## (2)兄弟会社等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または 出資金	容容	有(被所有)割 合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	しんきん	東京都	20,000	証券業		なし	証券投資信	投資信託の	594,916	未払	132,162
の子会	証券株式	中央区	百万円				託受益証券	代行手数料	千円	手数料	千円
社	会社						の募集販売				

- (注) 1. 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2.取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

## 2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

#### 1. 関連当事者との取引

## (1)親会社および法人主要株主等

	会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
種類	の名称	住所	または 出資金	容	有(被所有)割合	役員の 兼務等	事業上の関 係	取引内容	取引金額	科目	期末残高
親会社	信金中央	東京都	890,998	信用金庫	直接	兼任1人	証券投資信	投資信託	2,126,084	未払	260,208
	金庫	中央区	百万円	連合会事	(被所有)		託受益証券	の代行手	千円	手数料	千円
				業	100%		の募集販売	数料			
								運用受託	59,960		
								報酬	千円		
								出向者	59,239		
								人件費	千円		
								事務所	49,958		
								賃借料	千円		

## (2)兄弟会社等

_	. ,											
		会社等		資本金	事業の内	議決権等の所	関	係内容				
	種類	の名称	住所	または	事業の内容	有(被所有)割	役員の	事業上の関	取引内容	取引金額	科目	期末残高
				出資金		合	兼務等	係				
	親会社	しんきん	東京都	20,000	証券業		なし	証券投資信	投資信託の	483,375	未払	86,274
	の子会	証券株式	中央区	百万円				託受益証券	代行手数料	千円	手数料	千円
	社	会社						の募集販売				

- (注) 1.記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
  - 2. 取引条件および取引条件の決定方針等

信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分の配分を両者協議のうえ合理的に決定しております。

また、上記の他預金取引がありますが、取引条件が一般の取引と同等であることが明白な取引であるため記載しておりません。

#### 2.親会社に関する注記

親会社情報

信金中央金庫(東京証券取引所に上場)

## (1株当たり情報)

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
1株当たり純資産額	2,160,397円84銭	2,280,674円43銭
1株当たり当期純利益金額	146,255円82銭	120,399円68銭

(注) 1 . 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式がないため記載しておりません。 2 . 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 自 2023年4月 1日 至 2024年3月31日	当事業年度 自 2024年4月 1日 至 2025年3月31日
当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
普通株主に帰属しない金額	千円	千円
普通株式に係る当期純利益金額	585,023千円	481,598千円
期中平均株式数	4,000 株	4,000 株

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる 行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと (投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法 人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密 接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5) において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他 の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する 者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこ と。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、 運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(1)から(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

(1) 定款の変更

定款の変更に関しては、株主総会において株主の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

#### 第2【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1-(1)名称

信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)

- (2)資本の額(出資の総額) 890,998百万円(2025年3月末現在)
- (3)事業の内容

全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の 需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上および業務機能の補完を図っています。

## 2-(1)名称

三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

- (2)資本の額 324,279百万円(2025年3月末現在)
- (3)事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

- < 再信託受託会社の概要 >
- ・名称

日本マスタートラスト信託銀行株式会社

- ・資本の額 10,000百万円 (2025年3月末現在)
- ・事業の内容

銀行業および信託業務を営んでいます。

#### 2【関係業務の概要】

(1) 信金中央金庫(販売会社)

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 三菱UFJ信託銀行株式会社(受託会社)

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金および償還金の委託会社への交付等を行い ます。

## 3【資本関係】

信金中央金庫は、委託会社の発行済株式総数4,000株を全て保有します。

## 第3【参考情報】

当特定期間において、提出されたファンドに係る金融商品取引法第25条第1項各号に掲げる書類は以下のとおりです。

(1) 有価証券報告書2025年4月18日関東財務局長に提出

(2) 有価証券届出書2025年4月18日関東財務局長に提出

(3) 臨時報告書 2025年 1 月24日 2025年 4 月25日

関東財務局長に提出

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月13日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社 取締役会 御中

# EY新日本有限責任監査法人

東 京 事 務 所 指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する 可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に

見込まれる場合に、重要性があると判断される。 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通

じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リス クに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。 さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監 査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に 関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計 上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手 した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性 が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重 要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付 意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証 拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能 性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基 準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内 容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した 内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他 の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守し たこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去 するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフ ガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関 係はない。

> 以 上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

# 独立監査人の監査報告書

2025年10月3日

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

しんきんアセットマネジメント投信株式会社

取締役会御中

PwC Japan有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鶴田 光夫

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)の2025年1月21日から2025年7月22日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアジア債券ファンド(毎月決算型)の2025年7月22日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書(訂正有価証券届出書を含む)に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。 当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を 報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査 手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分 かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理 性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかど

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

うか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。

査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。 ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取 引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

## 利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。